

病院事業だより

⑰市立病院における看護部の役割

～市民の皆さんと未来の病院事業と一緒に考えるため、登米市病院事業についてシリーズで紹介します～

■病院事業における看護部の役割

看護部は、市立3病院1診療所の他に、訪問看護ステーションと老人保健施設において、それぞれの機能に応じた役割を担っています。

看護師は、保健師助産師看護師法において「傷病者若しくはじよく婦(※)に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者」と定義されており、医師の診療や治療の補助をしながら、病気やけがなどで不自由な生活を送る患者の日常生活をケアしています。高齢者が多い本市では、入院・入所中だけでなく、その後の生活を見据えた支援が必要であり、多職種と協働で看護サービスを提供しています。

また、患者からの相談や指導も大切な仕事の一つとなっており、患者や入所者、その家族に寄り添い、安心して治療や療養に専念できるようサポートしています。

※じよく婦：出産後、母体が正常に回復するまでの期間にある女性

【問い合わせ】医療局経営管理部経営管理課
☎0220(21)6888

Interview



市民病院看護部
高橋 真美
看護部長

看護部門は、病院事業内で最も人数が多く、病院、診療所、訪問看護ステーションや老人保健施設などの各施設で役割が異なることから、連携のための集まりを定期的に行っています。

超高齢少子社会の今、入院や入所、在宅療養をしている皆さんにより良い看護ケアを提供するとともに、健康寿命の延伸にも一層寄与していきたいと考えています。地域から要望があれば専門的知識を持つ看護師が、さまざまな場所に出向き、講義や実技研修なども実施しています。地域の皆さんにとって身近な存在となるよう職員一同心がけています。

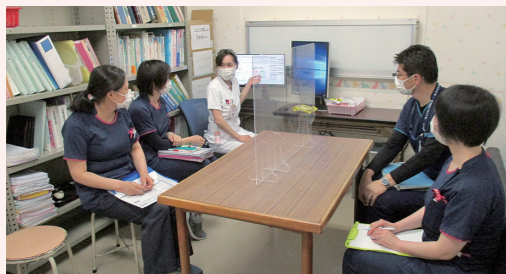
看護部の紹介



各施設の看護管理者



糖尿病認定特定看護師による日常生活における食事指導



がんなどの心身の苦痛を和らげるため、緩和ケア認定看護師と多職種が意見交換



感染予防を徹底するため、感染管理認定看護師による職員を対象にした防護具着脱研修

水道週間の事業に参加して 安心・安全な水道を守りましょう

6月1～7日は、全国一斉に水道週間の取り組みが実施されます。第65回水道週間のスローガンは「水道水安心・安全これからも」です。水道は、私たちの生活に欠かすことができません。市は「水」「水道」への理解と関心を深め、きれいな水と美しい自然環境を守るための事業に参加する皆さんを募集します。



第64回水道週間作品コンテスト図画小学生低学年の部(特選)/千葉咲奈さん(加賀野小)の作品

第65回水道週間作品コンテスト

水道に関する標語や作文を通じて、水資源の大切さを多くの皆さんに感じてもらうため、作品を募集します。

【募集作品】①標語②作文③図画④習字

【対象】①制限なし②③小中学生④小学生

【題材】①②③水道に関するもの④小学1～3年生「みず」、小学4～6年生「水道週間」

【規格】①はがき1枚に1点②小学1～3年生 800字以上、小学4～6年生 1200字以上、中学生 1600字以上

③画用紙4ツ切判(54×38センチ)④半紙

【応募期限】6月7日(水)必着
【応募・問い合わせ】上下水道部経営総務課(経営管理係)
〒987-10702/登米町寺池目子待井381番地1
☎0220(52)3313

第24回北上川クリーン作戦

【日時】6月1日(木)午後3時～4時30分(雨天中止)
【内容】河川の清掃
【清掃場所】登米大橋から下り松取水塔まで
【集合場所】水辺プラザ船着場

水道週間期間内の献血に協力ください

【日時】6月2日(金)午前10時～正午、午後1時～4時30分
【場所】登米市管工事事業協同組合駐車場(登米町寺池目子待井74番地3)
【問い合わせ】登米市管工事事業協同組合
☎0220(52)3911

ご利用ください 空き家情報バンク

「空き家情報バンク」は、住まなくなった家の売却や賃貸を希望する所有者と、購入や賃貸で空き家を利用したい人をマッチングし、空き家の有効活用と空き家問題の未然防止につながる取り組みです。

■空き家を売りたい人、貸したい人

①所定の登録申請書に必要事項を添えて市に提出します

②市は、所有者立ち会いの下で現地を調査し、条件を満たす建物について空き家登録台帳に詳細情報を掲載します

③空き家登録台帳は、市公式ホームページやまちづくり推進部観光シテイプロモーション課窓口で公開します

④空き家の所有者は、利用希望者からの申し込みに応じて内見や交渉をします

※宅地建物取引業者の仲介を希望する場合は、市へ登録した「登米市空き家情報バンク協力事業者」を紹介します

■空き家を買いたい人、借りたい人

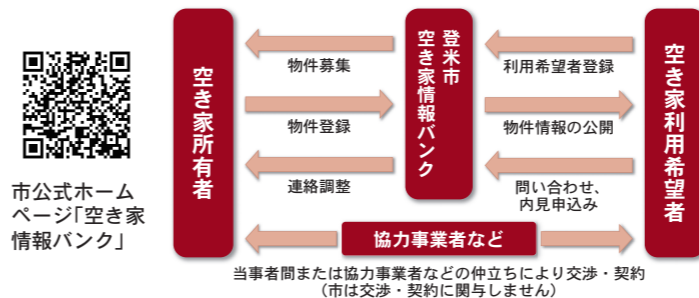
登録物件の内見、交渉などを希望する人は、市空き家情報バンク

報バンク利用希望者登録申請書を提出することで、内見、交渉ができます

※協力事業者へ交渉や契約を依頼した場合は、成約後に所定の媒介報酬を支払う必要があります

【問い合わせ】まちづくり推進部観光シテイプロモーション課(ふるさと定住係)
☎0220(23)7331

空き家情報バンク利用フロー



市公式ホームページ「空き家情報バンク」